

強引な新聞の勧誘にご注意を！ 契約はよく考えて、慎重に！

「高齢の親が長期購読の契約をしたようだが、契約を断りたい」「お米を10キロあげると言われて契約したが断りたい」

といった相談が寄せられています。

- ・訪問販売の場合、契約書面を受け取って8日以内はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。
- ・必要がない場合は、きっぱり断りましょう。
- ・景品につられて契約するのはやめましょう。

困ったときは、
消費生活総合センター
にご相談ください。

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター

検索